

衛生委員会規程

〔平成23年3月29日〕
〔歴博規第79号〕

最近改正 平成28年6月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立歴史民俗博物館安全衛生管理規程第8条に基づき衛生委員会（以下「委員会」という。）の構成、調査審議事項等を定め、衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 委員長
- (2) 館長が指名した研究教育職員 1名
- (3) 総務課長
- (4) 衛生管理者の資格を有する者から委員長の指名する者 1名
- (5) 産業医
- (6) 過半数代表者
- (7) 職員の過半数を代表する者が指名する者 4名

2 前項第1号の委員長は、館長が指名した副館長をもって充てる。

3 第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合には速やかに補充する。補充された第1項第5号の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長が止むを得ず出席できない場合は、あらかじめ館長が指名した研究教育職員が、その職務を行う。

(調査審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を調査審議するとともに、館長に対し必要な意見を提出するものとする。

- (1) 職員等の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- (2) 職員等の健康保持の増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 衛生教育の実施に関すること。
- (6) 新規に導入する機械、器具その他の設備または原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (7) 職場環境測定の結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及び職場環境の改善に関すること。

(10) ストレスチェックに関する個人情報の漏えい及び不利益取扱いに対する再発防止対策に関すること。

(11) 快適な職場の形成に関すること。

(12) その他健康障害の防止に関し必要と認められる事項に関すること。

(職場の巡視)

第5条 衛生管理者は、職場を巡視し、衛生状態に問題があるときは、直ちに、職員等の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 衛生管理者は、職場巡視の結果と、必要な措置を講じた場合にはその状況を、委員長に報告するものとする。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、委員長を除く委員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の場合は、委員長がこれを決定する。

(意見聴取等)

第7条 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員として知り得た情報を他に漏らしてはならない。その任を解かれた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月29日から施行する。なお、施行に伴い、安全衛生委員会規程（平成16年5月25日 歴博規第18号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成23年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行する。